

浜田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 17 号

## 浜田市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

浜田市都市計画法施行細則（平成 23 年浜田市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「開発行為の許可」の次に「(宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 15 条第 2 項の規定により許可を受けたものとみなされる同法第 12 条第 1 項の許可並びに同法第 34 条第 2 項の規定により許可を受けたものとみなされる同法第 30 条第 1 項の許可及び同法第 27 条第 5 項の規定により同条第 1 項の規定による届出をしたものとみなされる許可の申請を含む。）」を加える。

第 8 条の見出しを「(開発許可済標識の掲示)」に改め、同条中「開発行為許可標識（様式第 14 号）」を「開発許可済標識（様式第 14 号又は様式第 14 号の 2)」に改める。

様式第 14 号を次のように改める。

様式第 14 号の次に次の 1 様式を加える。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式 略